

東労発基0928第12号

令和5年9月28日

一般社団法人東京建設業協会

会長 今井雅則 殿

東京労働局長



建築工事における建築物等の鉄骨組立て等の作業の安全総点検について（要請）

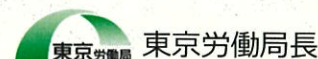
日頃より労働安全衛生行政の推進につきまして御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年9月19日、東京都中央区の建設工事現場において、鉄骨のはりが落下して6名の労働者が被災し、うち2名が死亡するという誠に遺憾に堪えない重大災害が発生しました。

本件災害の原因については現在調査中ですが、大型の鉄骨はり等の重量物が落下した場合には重大な災害につながるおそれが高いことから、建築物等の鉄骨組立て等の作業においては安全対策の徹底を期する必要があります。

つきましては、別添の自主点検要請書を傘下の会員事業場等の関係者等に周知していただくなどにより、類似災害による労働災害の発生防止のための安全衛生対策の推進に特段の御配慮を賜りますよう御協力をお願いいたします。

各位



建築工事における建築物等の鉄骨組立て等の作業の労働災害防止対策について

日頃から、労働基準行政の推進につきまして御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年9月19日、東京都中央区の建設工事現場において、鉄骨のほりが落下して6名の労働者が被災し、うち2名が死亡するという誠に遺憾に堪えない重大災害が発生しました。

本件災害の原因については現在調査中ですが、鉄骨はり等の重量物が落下した場合には重大な災害につながるおそれが高いことから、建築物等の鉄骨組立て等の作業（以下「鉄骨建方作業」という。）においては安全対策の徹底を期する必要があります。

つきましては、類似災害による労働災害の発生を防止するため、鉄骨建方作業の計画段階、実施段階において安全確保措置等が確実に講じられているか等、下記の事項に留意して安全総点検を実施していただくとともに、問題がある場合はその改善を徹底していただくよう要請いたします。

また、裏面の自主点検表を活用し、鉄骨建方作業及び貴工事現場の安全総点検の実施をお願いします。

※ 所轄労働基準監督署の立入検査等の際に本件点検結果を確認させていただくことがあります。

記

1 鉄骨建方作業の計画段階における安全の確保

- (1) 鉄骨建方計画の策定にあたっては、あらかじめ「現地の状況、工程、主要部材の大きさ・重量・形状、使用機械、建方順序、建方用仮ボルトと建方養生（トラワイヤ、ベント等）方法、安全対策等」を調査した上で行うこと。
- (2) 元方事業者は関係請負人に対し、上記調査結果に基づき労働災害防止に配慮した作業手順書を作成するよう指導すること。

2 鉄骨建方作業の実施段階における安全の確保

- (1) 作業前日等の作業着手前の連絡調整
計画段階において行った、事前調査の内容、鉄骨建方計画、安全衛生計画、作業手順書等の資料に基づき、作業主任者、元方事業者、その他の関係者等の関係事業者間の連絡調整を緊密に行うこと。
- (2) 鉄骨建方作業前の準備、作業前の準備、作業指揮等
ア 作業着手前の連絡調整結果に基づき当日の作業手順、作業員の配置等の検討を行うこと。
特に通常と異なる作業方法等で配慮が必要な時は、当該工法における安全上必要な措置手順についてよく検討を行うこと。
イ 上記アにおいて定めた作業手順及び作業内容を作業者に周知し、それに基づいて作業を実施すること。
ウ 作業の指揮命令系統を明確にするとともに、作業主任者等の職務の励行を図ること。
エ 組立て中の鉄骨上に労働者を配置するときは確実に鉄骨が固定（仮ボルト締め、本締め等）されていることを確認させること。
オ 使用する仮ボルトの本数(高力ボルト接合等の場合、本締めに使用するボルトの本数の3分の1程度かつ2本以上、溶接接手の場合、同2分の1程度かつ2本以上)^{※1}と当該仮ボルトの配置等の確認を行うこと。

※1 「建築物等の鉄骨組立て等の作業指針」建設業労働災害防止協会発行

建築工事における鉄骨建方作業の落下防止等自主点検表

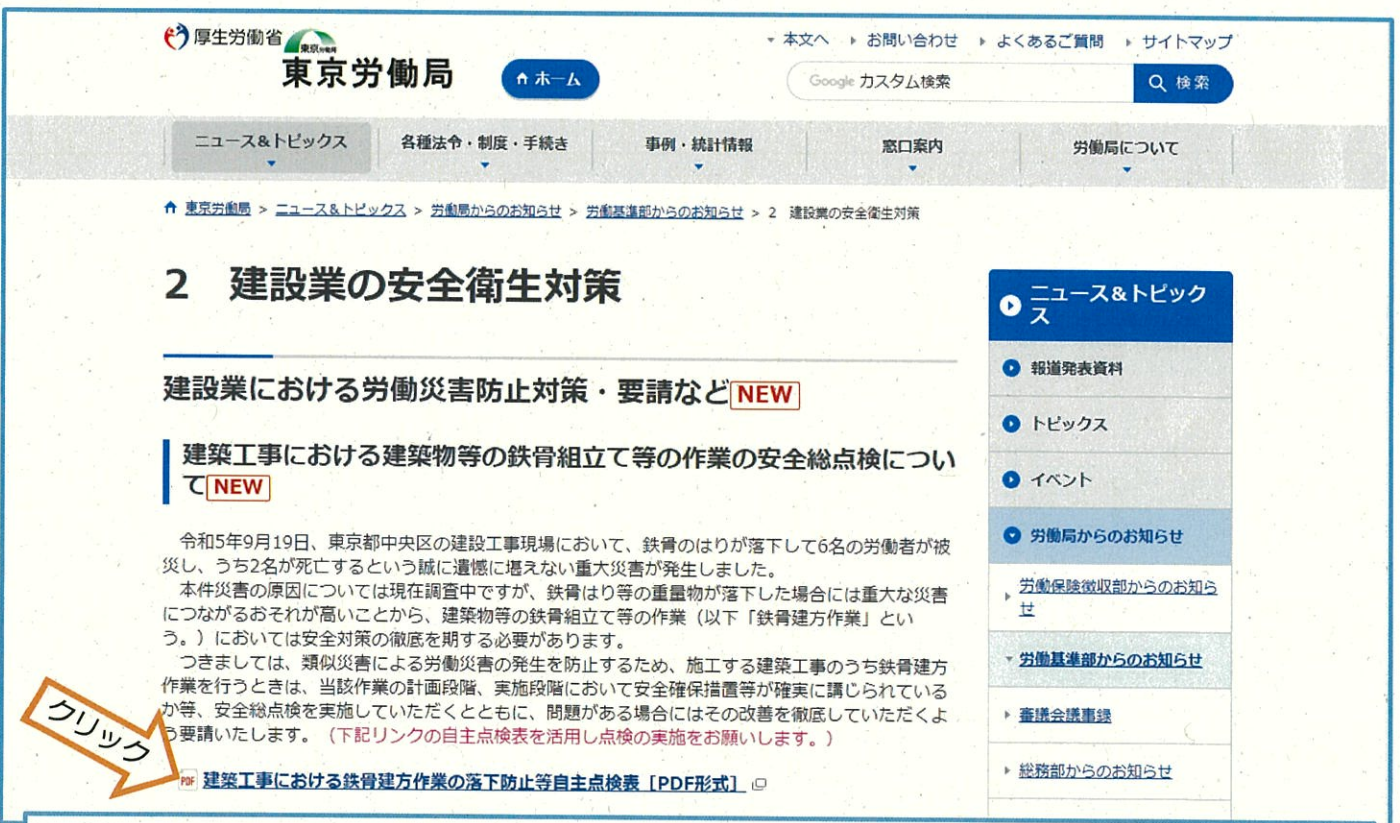
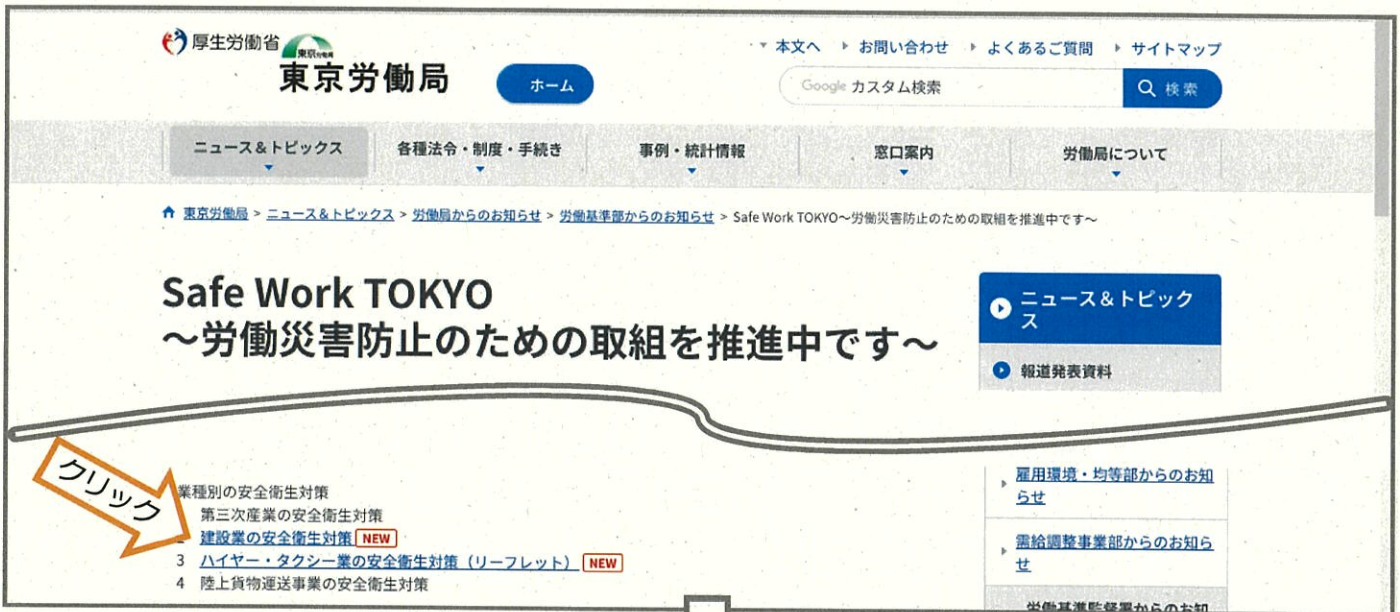
- 鉄骨建方作業の計画段階、実施段階において安全確保措置等が確実に講じられているか等、下記の事項に留意して安全総点検を実施してください。
- 所轄労働基準監督署の立入検査等の際に本件点検結果を確認させていただくことがあります。

点検年月日： 年 月 日 点検者氏名： ☐元方事業者・☐作業主任者 _____

点検項目	チェック	備考
1 鉄骨建方作業の計画段階における安全の確保		
○ 計画作成時にリスクアセスメントを実施し、工法等の選定等も含めたリスク低減措置の実施計画を立てているか	☐	
(1) 鉄骨建方計画の策定にあたり、あらかじめ「現地の状況、工程、主要部材の大きさ・重量・形状、使用機械、建方順序、 <u>仮ボルトと建方養生（トラフイヤ、ベント等）方法、安全対策等</u> 」を調査審議しているか	☐	
(2) 元方事業者は関係請負人に対し、上記 1 (1)の結果に基づき労働災害防止に配慮した作業手順書を作成するよう指導しているか	☐	
2 鉄骨建方作業の実施段階における安全の確保		
○ 作業前に計画作成時に行った「リスク低減措置実施計画」の評価を行い、評価結果を踏まえ再度リスクアセスメントを行っているか	☐	
(1) 作業前日等の作業着手前において、計画段階において行った事前調査の内容、鉄骨建方計画、安全衛生計画、作業手順書等の資料に基づき、作業主任者、元方事業者、その他の関係者等による関係事業者間の連絡調整を緊密に行っているか	☐	
(2) 鉄骨建方作業前の準備、作業前の準備、作業指揮等		
ア 作業着手前の連絡調整結果に基づいた当日の作業手順、作業員の配置等の検討が行われているか	☐	
○ ベントの使用等、通常と異なる作業方法等における安全上必要な措置、手順にかかる検討・配慮が行われているか	☐	
イ 作業手順及び作業内容を作業者に周知し、それに基づき作業が行われているか	☐	
ウ 作業の指揮命令系統を明確にするとともに、作業主任者等の職務の励行を図っているか	☐	
エ 組立て中の鉄骨上に労働者を配置するときは確実に鉄骨が固定（仮締め、本締め等）されていることを確認させること。	☐	
オ 使用する仮ボルトの本数（1/3 かつ 2 本以上 or 1/2 かつ 2 本以上）※ ¹ と配置等を確認しているか	☐	

※1 「建築物等の鉄骨組立て等の作業指針」建設業労働災害防止協会発行

自主点検表は東京労働局ホームページからダウンロードできます



https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/kyoku_oshirase/roudou_kijun/kensetu2023.html